（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第四条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定預金等契約の締結等の業務に係る禁止行為） **第八十五条の二十七の二**　準用金融商品取引法第三十八条第九号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 ［一～六　略］ （特定預金等契約の締結の代理等の業務に係る禁止行為） **第百四十七条の十六の二**　準用金融商品取引法第三十八条第九号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 ［一～五　略］	（特定預金等契約の締結等の業務に係る禁止行為） **第八十五条の二十七の二**　準用金融商品取引法第三十八条第八号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 ［一～六　同上］ （特定預金等契約の締結の代理等の業務に係る禁止行為） **第百四十七条の十六の二**　準用金融商品取引法第三十八条第八号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 ［一～五　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

省　令

○総務省・経済産業省令第一号

電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十九年十二月二十七日

総務大臣　野田　聖子
経済産業大臣　世耕　弘成

電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則

（用語）

第一条　この規則において使用する用語は、電子委任状の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（特定電子委任状の要件となる措置）

第二条　法第二条第四項第一号イの主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定により証明されるもの

二　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書により証明されるもの

2　法第二条第四項第一号ロの主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかの措置をいう。

一　電子委任状取扱業務を営む者（以下「電子委任状取扱事業者」という。）が、委任者の委託を受けて、電子委任状の内容を受任者の電子証明書（受任者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該受任者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。次号において同じ。）に記録する場合において、当該電子証明書に行う電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第二条に定める基準に該当する電子署名その他これに準ずる措置

二　電子委任状取扱事業者が、委任者の委託を受けて、電子委任状の内容を受任者の電子証明書とは別の電磁的記録に記録する場合において、当該電磁的記録に行う電子署名その他これに準ずる措置

（認定の申請等）

第三条　法第五条第二項の申請書は、様式第一の認定申請書によるものとする。

2　法第五条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二　法第五条第二項第三号イからニまでに掲げる場合に該当する場合において、別表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる書類（前号の書類を除く。）

三　法第五条第三項各号の規定に該当していることを説明した書類

四　申請者が法第五条第四項各号の規定に該当しないことを説明した書類

3　主務大臣は、法第五条第一項の認定をしたときは、認定年月日及び認定番号を申請者に通知するものとする。

（認定の更新の申請）

第四条　認定電子委任状取扱事業者は、法第六条第一項の認定の更新を受けようとするときは、現に受けている認定の有効期間が満了する日の三十日前までに、様式第一の更新申請書に前条第二項各号に掲げる書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。ただし、既に主務大臣に提出されているその書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

（電子委任状取扱業務の承継）

第五条　法第七条第二項の規定により認定電子委任状取扱事業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第二の承継届出書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

一　法第七条第一項の規定により認定に係る電子委任状取扱業務を行う事業の全部を譲り受けて認定電子委任状取扱事業者の地位を承継した者にあっては、様式第三の譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあったことを証する書面

二　法第七条第一項の規定により認定電子委任状取扱事業者の地位を承継した相続人であって、二以上の相続人の全員の同意により選定された者にあっては、様式第四の相続同意証明書及び戸籍謄本

三　法第七条第一項の規定により認定電子委任状取扱事業者の地位を承継した相続人であって、前号の相続人以外の者にあっては、様式第五の相続証明書及び戸籍謄本